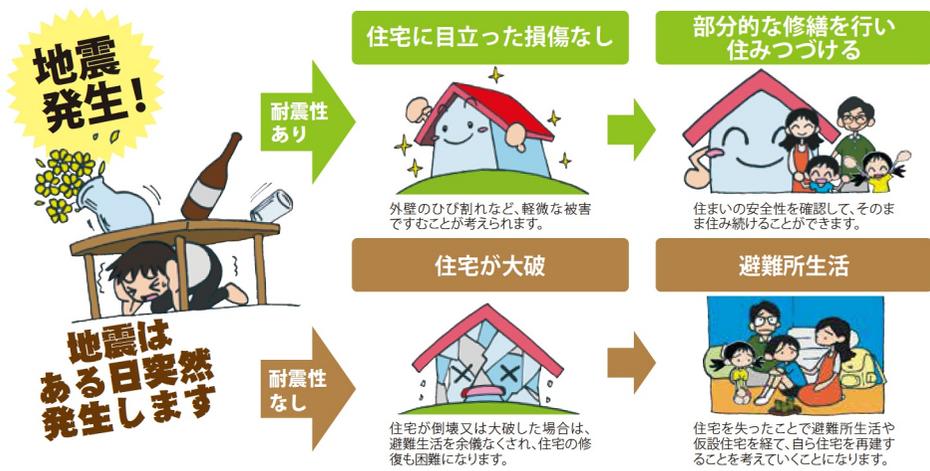


耐震性が「ある」か「ない」かで、大地震発生後の生活に影響があります！



家具の転倒防止などにも注意しましょう！



住宅耐震 Q&A

- Q いくら位かかるの?**
一概に言えませんが、診断費用は12~25万円程度、補強工事は100~200万円程度かかります。
- Q 補助はないの?**
市町村によっては、耐震診断や補強工事に補助を出しているところがあります。それぞれの市町村では、概ね耐震診断(限度額6万円)、補強工事(限度額30万円)としているところが多いです。
- Q 工事中は引っ越さないといけない?**
工事内容によりますが、引っ越す必要はない場合がほとんどです。

Q どこに相談すれば? 耐震診断を実施できる技術者は、県HPに公表しています。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah14/kurashi-kankyo/sumai/taishin.html>

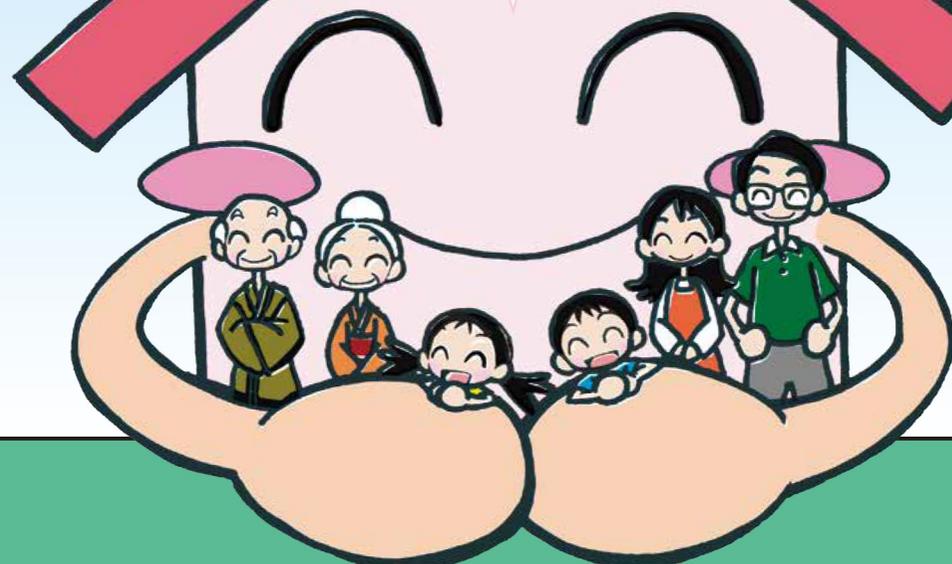


相談内容	窓	口
一般的なこと	県住宅政策室 TEL099-286-3738	住宅耐震改修に関する一般的な相談に応じます。
	各市町村 各担当部局	
耐震診断について	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター TEL099-224-4539	常時、住宅情報プラザ(県住宅供給ビル2階)にて相談に応じます。
	(一社)鹿児島県建築士事務所協会 TEL099-251-9887	全ての構造(鉄筋コンクリート造、鉄骨造)の相談に応じます。
耐震改修工事について	(一社)鹿児島県建築協会 TEL099-224-5220	木造住宅に限ります。
	(一社)鹿児島県建築協会 TEL099-224-5220	実際の工事について相談に応じます。
悪質な訪問販売について	鹿児島県消費生活センター TEL099-224-0999	契約トラブルについて相談に応じます。
	鹿児島県大島消費生活相談所 TEL0997-52-0999	

あなたのお住まいは地震への備えは大丈夫ですか?

~木造住宅の「耐震改修」のすすめ~

ぼくの大切な家族を守りたいんだ



- 特に昭和56年以前に建築された住宅は、専門家に診断してもらいましょう!
- リフォームを計画されている方はちょっと待って!
いっしょに耐震補強も考えましょう!
- 悪質な「点検商法」には注意しましょう!

なぜ、耐震化が必要？

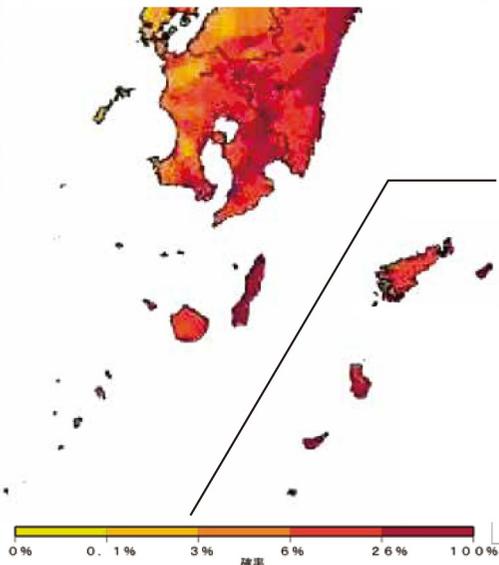
鹿児島県でも大規模な地震が起こる可能性があります！

鹿児島県では、平成9年に鹿児島県北西部地震で震度6弱を記録して以来、大きな被害をもたらす地震は起こっていません。しかしながら、全国の状況を見ると、大地震の可能性が低いといわれていた熊本県（平成28年4月熊本地震）、福岡県（平成17年3月西方沖地震）でも住家が全壊する大地震が起こっており、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくありません。

鹿児島県にも大地震を引き起こす可能性のある活断層があることや南海トラフ地震にも注意する必要があります。

（出典：気象庁 HP）

今後30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率を示した地図（出典：文部科学省）



5強

【震度5強】

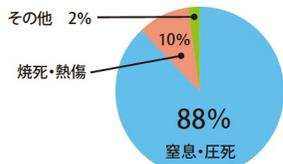
- 物につかまらないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



地震災害で最も怖いのは、住宅倒壊による被害です！

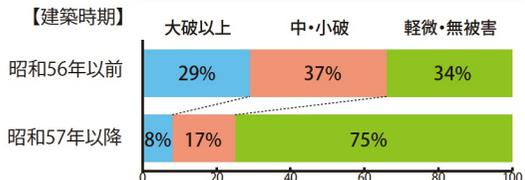
阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建物に被害が多く見られ、建物の倒壊等により多数の被害者が生じました。

阪神・淡路大震災での死亡原因



出典：平成7年警察白書（平成7年4月24日現在）調べ

阪神・淡路大震災での建築年別被害状況



出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

<平成28年4月熊本地震の被災状況>

平成28年4月14日と16日に発生した熊本地震では、それぞれ最大震度7を観測し、甚大な被害が生じました。一連の地震により、全壊家屋が8,600棟以上、半壊や一部損壊した住家は180,000棟にもなり、多数の方々が避難生活を強いられました。

（被害棟数：熊本県被災状況報告を参照）



（提供：国土交通省九州地方整備局）

耐震化するには？

耐震化って？

地震の大きな揺れに対して建物が耐えられるように補強することをいいます。

建物に関する法律（建築基準法）の改正により、昭和56年5月に揺れに耐える壁の量の基準が強化されました。お住まいが昭和56年5月以前に建てられている場合は、耐震化を検討しましょう。そのためには、まず耐震性があるかどうか診断しましょう。



まずは、耐震性があるかどうか診断しましょう！

お住まいが昭和56年5月以前に建築されている場合は、耐震性があるかどうか、「専門家」に相談しましょう！専門家については、木造住宅耐震技術講習会を受講した方を県HP等に掲載していますので、ご参照ください。（詳しくは裏面をご覧ください）

こういう建物は要注意です！



「誰でもできる我が家の耐震診断」

一般の方でも容易に木造住宅の診断ができるように、(一財)日本建築防災協会によって作成されたパンフレットです。

(一財)日本建築防災協会HP

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/kodate/wooden.html>



耐震性がないと診断されたら！

診断の結果、もし、耐震性がないと診断されても、地震の大きな揺れに耐えるための「壁」や「筋交い」(すじかい)を増やすことで心配いりません。

専門家に補強計画を作成してもらい、地震に備えた補強工事を行いましょ！

- 補強工事を行う前には必ず見積書をお願いしよう！
- 不明な点は専門家や相談窓口(裏面参照)に相談しよう！



<耐震補強の例>

「柱」と「筋交い」を設置して、地震の横揺れに抵抗できるようにします。

